# 全員協議会次第

令和 4 年 2 月 1 5 日 全員協議会室 9:30~

- 1. 開 会 (9:30) 郡司事務局長
- 2. 挨 拶

小松議長

- 3. 協議事項
  - (1) 令和4年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明について
  - (2) 遠隔自治体との「災害時における相互応援協定」について
- 4. 報告事項
  - (1)議会広報広聴常任委員会
- 5. その他
- 6. 閉 会 (10:46) 山口副議長

## 全員協議会に出席を求めた者の職氏名

## 出席議員

議 員 久 保 健 二 議 員 鈴木 淳 議 員 吉 村 美津子 議 員 内 藤 美佐子 田三恵 議 員 桃 園 典 子 議 員 細 地 浩 二 議 員 林 善美 議 員 菊 員 落合信夫 議 員 田磨美 議 増 本 名 洋 員 議 員 議 井 田和宏 小 松 伸 介 副議長 山口正史 議 長

### 欠席議員

議員細谷光弘

## 説明者

# 全員協議会に出席した事務局職員

 事務局長
 郡 司 道 行
 事務局 計 田 亜矢子

#### ◎開会の宣告

○事務局長(郡司道行君) それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。 (午前 9時30分)

### ◎開会の挨拶

- ○事務局長(郡司道行君) 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。
- ○議長(小松伸介君) 皆様、おはようございます。本日は全員協議会ということで早朝よりお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。また、3月定例会前ということで、今日、明日と一般質問の通告というふうになっております。既に2名の方から通告が出されているそうでございますので、よろしくお願いいたします。

本当にまだまだコロナも収束が見えない中ですので、皆様3月定例会へ向けてぜひ感染対策と体調管理をしっかりとしていただきまして、定例会に臨んでいただきたいと思います。

本日は全員協議会ということで協議事項2つございます。担当課の皆様には丁寧な説明をお願いできればというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局長(郡司道行君) ありがとうございました。

◎令和4年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明について

○事務局長(郡司道行君) それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(小松伸介君) それでは、3の協議事項に入る前に、落合議員と細谷議員が遅れる旨のお話がありましたので、報告をさせていただきます。

それから、飲料水の持込みと飲料を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

(1)、令和4年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明についてということで、環境課の皆様にお越しをいただいております。説明のほうは課長でよろしいでしょうか。

では、環境課長、よろしくお願いいたします。

○環境課長(吉田徳男君) 改めまして、おはようございます。本日はお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、環境センターはじめ共同施設、そちらの運営負担金に関する説明が主でございます。ご承知のとおり、多額の予算、これは十把一からげにして、予算書におきましては「負担金」という一言で示されております。まず、そうした特殊性を踏まえて、予算案件ではございますけれども、事前にこのようにその中身についてご説明をさせていただいてきたところでございます。本日もよろしくお願いいたします。

副課長の三澤のほうから口頭で説明をさせていただきます。私はモアノートに掲載されております資料、 こちらのほうをちょっと適宜ページをめくり、ポインターでその該当の数字などをこうやって指し示してい ければと思います。お見苦しい点もあるかと思いますけれども、どうぞご容赦いただいて、よろしくお願い いたします。

では、三澤のほうに代わります。

- ○議長(小松伸介君) 環境課副課長、お願いいたします。
- ○環境課副課長(三澤孝広君) よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関することについてご説明いたします。資料の1ページを御覧いただきます。こちらのとおり、歳入予算としての資源物の売却代金と、歳出予算としてのふじみ野市・三芳町環境センターの運営負担金、また予熱利用施設エコパの運営業務委託料、これらの中身につきましてあらかじめご説明をさせていただきます。

まず、I番の資源物の売却代金でございますが、リサイクルが可能な資源物については、それらを売却して収入を図ることとしております。収入金額は三芳町分とふじみ野市分とに案分され、三芳町分の収入金額はふじみ野市から納入されることとなっております。案分の方法につきましては、資料4ページ、上段の囲み文字、三芳町の一般廃棄物の処理に要する経費の算定等に関する覚書、これの第5項でお示しするとおりです。資源物の種類ごと、ふじみ野市と三芳町の搬入量割合をもって種類ごと収入金額を案分するものとしております。全種類トータルしますと、三芳町の搬入量割合はおおよそ26%となります。

2ページを御覧いただきます。売却見込額はこちらの表のとおりです。金属類から缶類までの資源物に再生家具と自転車の販売を含め、対象としております。御覧のとおり、前年度令和3年度予算と比較しておおよそ1.9倍の増額を見込みました。ご案内のとおり、コロナが発生した令和2年度におきましては、その影響で前年度を大きく下回る減収となりました。下のほうの小さな表、直近3か年の推移でお示しするとおりです。

これを受け、本年令和3年度予算におきましてもその影響がしばらく続くものと仮定し、歳入予算を大き く下方修正しておりました。

こうした中で、本年令和3年度中の実績を見ましたところ、9月までの上半期で2,800万円ほどの収入となりました。その後、現在まで回復傾向を維持しておりますので、来年度予算としては御覧の金額、おおよそ5,800万円ほどで積算したものでございます。現時点の売却単価を基礎としておりますが、前年度と比較しますと金属類と缶、ペットボトルで大きく単価が跳ね上がっております。搬入量の見込みでは前年と大きな相違はございません。以上によりまして、前年度比でおおよそ88%増の1,506万5,000円の売却収入を見込み、予算計上しております。

続きまして、令和4年度環境センター運営負担金の概要についてお伝えいたします。資料の3ページを御覧いただきます。環境センターの運営費につきましては、こちらの三芳町の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協定書のとおり、まずは指定管理者に対する委託料と、また事務全般をふじみ野市が行うことに要するに費用としての管理啓発に係る事務事業費用、そして資源物や廃棄物の処理、再生利用それ自体に係る直接費用、以上の3項目の経費で構成されております。また、これら経費の総額の20%を均等割、80%をごみ量割に大別して、ふじみ野市と三芳町とで相応の割合で負担するものとしております。

ごみ量割の対象とする品目は、下のほうの別表2、右の欄にお示しするとおりです。また、資料5ページの下段、表4を御覧いただきますと、ごみの総量に対する品目ごとの割合と、ふじみ野市、三芳町双方の搬

入量割合がこのようになっております。なお、均等割とごみ量割をトータルした三芳町の負担割合は、おおよそ32%でございます。

それでは、経費ごとにご説明いたします。同じ 5 ページの上段、表 3 の経費の内訳を御覧ください。まず、 1 項目の環境センター運営業務委託料ですが、次の 6 ページがその詳細でございます。直接の委託料、その 他補修費の合計が 4 億8, 330万1, 000円です。これは現在の第 1 期事業期間、15年の期間でおおむね平準化された金額です。

これに対して売電や受入れ手数料などの収入として4億5,639万9,000円を見込んでおりますので、差引き 経費の額を2,690万2,000円計上しております。これを負担割合で案分した金額867万9,000円が三芳町の負担 分となります。

次に、2項目の管理啓発事務事業費用ですが、これは職員の人件費とそれ以外の事務費用とを分けて算定しております。職員人件費以外の費用につきまして、資料7ページを御覧いただきます。事務全般に要する直接の経費から賠償金収入を差し引いた経費の額が1,491万8,000円です。これを負担割合で案分した金額478万3,000円が三芳町の負担分となります。

職員人件費につきましては、次の8ページ上段のとおりです。経費の総額3,000万円を負担割合で案分した金額961万8,000円が三芳町の負担分となります。以上が管理啓発事務事業費用の内訳でございます。

次に、3項目の資源物等の処理、再生利用に係る費用ですが、これは資料8ページ中段から10ページまで、 焼却残灰から古紙、布類までの各品目に係る直接の処理費用でございます。個々については割愛させていた だきますが、これら処理経費の総額が3億3,669万8,000円になります。これを負担割合で案分した金額1億 705万円が三芳町の負担分となります。

以上が経費ごとの積算内訳でございます。

資料5ページの上段、表3に戻していただきますと、以上3項目の経費の額に実費負担としての不燃物と 廃家電品の処理費用43万5,000円を加えた金額1億3,056万8,000円が環境センター運営委託に係る三芳町の 負担額となります。また、付帯する費用としての既存用地負担分447万6,000円を加えた額1億3,504万4,000円 が令和4年度環境センターに関連する負担金予算の総額でございます。

なお、前年度まで支出しておりました地域整備事業負担分、これはふじみ野市道B-38号線の拡幅工事に係る費用でしたけれども、これは本年工事が完了しましたので、皆減となっております。

以上でございますが、資料11ページで前年度予算との比較増減をお示ししております。中段より下、直接運営経費の合計欄にありますとおり、経費の総額で前年比9,710万1,000円の減額が見られます。要因としましては、前年より補修費が小さいこともございますけれども、やはり収入の面で他団体からの受入れ負担金が大きく影響しております。今年度から志木地区衛生組合の依頼で受入れ協力しているものですが、来年度の受入れ量が大幅に増える予定でございます。右の備考欄にお示しするとおりですが、これに伴う処理費用の増加を見越しても、総じて9,700万円ほどの経費削減となります。三芳町の負担分としましては、前年度比3,113万7,000円の減額となったところでございます。

以上で環境センター運営負担金に関する説明とさせていただきます。

最後に、予熱利用施設エコパの運営業務委託料について概要報告させていただきます。資料の最終ページ を御覧いただきます。ご案内のとおり、委託料は固定費と補修費から構成されます。これらの額は委託期間 の15年間で平準化して設定されています。また、経費の算定と負担方法につきましては、エコパの運営費用の負担割合に関する協定書で定められています。経費の算定に当たっては、①の表のとおり、総額の20%を均等割、40%を人口割、残り40%を利用者割として大別しております。三芳町のトータルの負担割合は25.42%として積算しております。

固定費につきましては、②の表のとおり、5項目の費用から成ります。それぞれの内容は、③の表のとおりです。

経費の内訳ですが、まず人件費から物価変動費までの固定費 1 億5,752万円に補修費1,023万円を加えた金額 1 億6,775万円が直接の事業費になります。この額から収入となる利用料金と利用料減免補填金の合わせて3,791万9,000円を差し引いた額が負担すべき業務委託料となります。なお、利用料減免補填は、60歳以上の優待利用に係る減少分をふじみ野市、三芳町双方で事業者に対して補填するものです。

以上、直接事業費から収入額を差し引いた額1億2,983万1,000円がエコパ運営に係る全体の業務委託料となります。これを負担割合で案分すると三芳町の負担分は3,300万3,000円となり、これが令和4年度エコパ運営委託に係る負担金となります。

なお、建物に対して損害保険に加入しておりますけれども、この保険料につきましてもふじみ野市と相応 に負担しております。予算書におきましては、当町負担の保険料 3 万3,000円を加えた金額3,303万6,000円 をエコパ運営負担金として掲載しております。

また、利用料金補填分242万円につきましても、委託外費用として別途計上しております。以上、よろしくご承知くださいますようお願いいたします。

以上のエコバ運営負担金につきましては、前年度との増減はございません。しかしながら、来年度は委託外の修繕としてバーデプール天井の耐震工事を予定しておりますので、報告をさせていただきます。②の表の一番右側の囲みを御覧いただきます。まず、工事をすることの理由ですが、現在この天井の構造が法令改正によって既存不適格の状態になっているというものでございます。経緯といたしましては、平成25年に建築確認を受け工事に着工したところ、翌26年4月に建築基準法施行令が改正され、耐震基準が変わってしまったということです。エコパ施設は同年5月に工事完了し、翌6月にオープンしました。要するに、工事自体は当時の適合基準で設計、施工されたわけですが、工事期間中に法令改正が行われましたので、完成したときには、もちろん現在もですが、現行基準に適合しないものになっていたというわけでございます。もちろん施設の構造は違法でこそありませんけれども、やはり何よりも利用者の安全を確保しなければなりません。そうした観点で、当初から耐震改良ということは予定されておりました。昨今、地震被災害の危惧も高まっておりますし、時期をあまり先送りするのも望ましくないということで、現在の事業期間、平成26年から令和11年までですけれども、そのちょうど中間年に当たるのが令和4年度ですので、この期を逃さず実施しようということで協議いたしました。

なお、当初予算においては、設計業務委託料のみ計上いたします。工事価格が明らかになった後に補正予算で工事本体の費用を措置する予定でおります。資料でお示しするのは、あくまでも予算編成時の参考見積額でございます。

工事費の負担割合につきましては、三芳町に不利がないよう、100%利用者数割としました。当該負担金については、16.38%の割合で負担措置いたします。その後に予定される工事費、管理委託料についても同

様でございます。このような運営業務委託外の修繕等については、今後も100%実利用者数割を要望してまいります。そうしてまいりますので、よろしくご承知いただきますようお願い申し上げます。

以上がエコパに関連する負担金予算の内容でございます。

令和4年度ごみ処理事務委託事業に関しましては以上で全てでございます。引き続きまして、どうぞよろ しくお願いいたします。

- ○議長(小松伸介君) 環境課長。
- ○環境課長(吉田徳男君) 環境課からは以上、全てでございます。大変ありがとうございました。改めてよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長(小松伸介君) ありがとうございました。

では、環境課のほうからご説明をいただきましたけれども、予算の内容ということもありますので、確認 とか、聞き漏らしたとか、そういったところがあればお伺いできれば。手を挙げていただければと思います が、いかがでしょうか。

本名議員。

○議員(本名 洋君) おはようございます。本名です。どうもありがとうございます。

この程度なら聞いても大丈夫かなと思うのですが、ただいまのエコパの説明のところで損害保険というお話があったのですけれども、どういう内容なのかなと思って、内容というか、対象というのか、その説明をいただければと思います。

- ○議長(小松伸介君) 環境課長。
- ○環境課長(吉田徳男君) 建物の損害に対するいわゆる建物共済、そうした保険でございます。これにつきましても、同様の負担割合でもってその保険料をふじみ野市と三芳町と双方で負担しているということです。三芳町の負担割合で案分した金額が3万3,000円と、このようなことで毎年負担金として計上しております。

以上です。

○議長(小松伸介君) ほかにございますか。

菊地議員。

○議員(菊地浩二君) 菊地です。

今のエコパの既存不適格になった部分ですけれども、このバーデプールの天井以外では既存不適格はない のでしょうか。

- ○議長(小松伸介君) 環境課長。
- ○環境課長(吉田徳男君) ええ、ご指摘のとおりです。そうした建築に関することは、お詳しい方もいらっしゃるかと思います。中身としましては、バーデプールの天井、それと屋根との間、それは空洞になっているわけですけれども、つり天井になっているということです。多数のワイヤーで天井がつり天井になっておって、それを天井板、板のフレームに落とし込んでいる、そういう構造になっているようです。それがちょっと耐震上やはりよろしくないということで、法令改正に伴い、不適格な状態になっていたということ。それを筋交いを張って補強すると、そのような内容の耐震工事になります。そうしたことでございます。よ

ろしいでしょうか。恐れ入ります。

〔「ほかにないかという質問ではないのか」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) ほかにはないということだそうです。

〔「その場所以外ないのかという質問です」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) 大丈夫ですか。

[「ええ、ないんですか」と呼ぶ者あり]

○議長(小松伸介君) ないです。

〔「考え方よりお聞きしたかったよね」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) そうですね。

ほかに。

吉村議員。

○議員(吉村美津子君) 吉村です。おはようございます。

今のエコパのほうなのですけれども、固定費の内容として人件費がありますけれども、正社員から警備員 というところでそれぞれの人数が分かったら教えてください。

- ○議長(小松伸介君) 環境課長。
- ○環境課長(吉田徳男君) これは委託の中の雇用上の問題ですので、今この場でお答えする資料はございません。改めまして整備しておきます。適時にご報告させていただければと思います。よろしくどうぞ。
- ○議長(小松伸介君) 吉村議員。
- ○議員(吉村美津子君) それで結構ですので、お願いします。
- ○議長(小松伸介君) よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) なければ、以上で(1)のほうを閉じさせていただきたいと思います。 環境課の皆様、大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時55分)

○議長(小松伸介君) では、再開いたします。

(午前 9時57分)

#### ◎遠隔自治体との「災害時における相互応援協定」について

○議長(小松伸介君) 続きまして、協議事項(2)、遠隔自治体との「災害時における相互応援協定」についてということで自治安心課の皆様に来ていただいております。

説明は課長でよろしいでしょうか。

〔「はい、2人でします。よろしくお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) では、この件に関しまして説明を求めます。

自治安心課長。

○自治安心課長(前田早苗君) 自治安心課の前田です。

施政方針にも遠隔自治体との災害協定を検討するということを出させていただいておりまして、このたび 神奈川県の山北町との災害協定の締結の運びとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当よりご説明をいたします。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課副課長。
- ○自治安心課副課長(芹澤利也君) 自治安心課、芹澤です。よろしくお願いします。

遠隔自治体との「災害時における相互応援協定」についてということで説明させていただきます。災害協定の発端。令和3年1月に、町の災害時の安心安全のため、高速道路網を利用した遠隔自治体との災害協定の締結が有効ではないかという思いから、東名高速道路、大井松田インターに近い神奈川県山北町との災害協定を検討いたしました。山北町長と三芳町長のほうが平成25年の関東町村会海外行政視察のメンバーでありました。

山北町の特性といたしましては、山北町は標高1,000メートル級の山が連なる丹沢山地を包含し、町域の90%森林で、住宅地は河川が接する僅かな平野に存在をしております。周辺の斜面、沢、河川と相まって、土砂災害警戒区域に指定されている場所も多数存在しています。令和3年3月改訂の富士山噴火ハザードマップにおいて、溶岩流の到達するおそれがあるとされております。

災害特性の異なる両町が相互応援協定を締結することにより、大規模災害発生時に住民の安全、安心の向上を目指すこととなっております。

災害協定に向けての経緯ですが、令和3年1月に山北町の町勢等を調査いたしまして、2月に山北町の総務防災課へ連絡いたしましたが、このときまだちょっとコロナの関係で、落ち着いてから検討しようということになりました。11月にちょっと落ち着いてきたということで、情報交換及び協定内容等の調整をいたしまして、今年1月に三芳町のほうの担当で山北町のほうを訪問いたしました。2月、今月の初旬に山北町の担当者のほうが三芳町のほうに来町しておりまして、12月18日に山北町さんのほうに行って協定式のほうを行うという流れになっております。

以上です。

○議長(小松伸介君) 説明は以上でよろしいでしょうか。

では、ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 吉村委員。

○議員(吉村美津子君) 吉村です。

2点ほどなのですけれども、ここの山北町と協定に至るまでの経緯というのは、最初のきっかけというの はどんなことなのでしょうか。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) 町のほうで高速道路網を利用した災害協定をということで、ちょうど常磐道、東北道、関越道は町独自で協定が結ばれています。それから、豊島区の災害協定の仲間がいますけれども、その方々のところも地図上に網羅したのですけれども、中央高速と東名高速道路の部分が災害協定を結

んでいる市町村がなかったというところがございまして、できたら全部の高速道路上の近くで災害協定を結べたら安心が増えるのではないかなというところで、中央道と東名道のところを模索をしておりました。

その中で、町長がたまたま関東町村会で行ったときに山北町の町長さんと知り合いだということがございましたので、そういうところのご縁もあるかなというところで検討を始めたというところでございます。 以上です。

- ○議長(小松伸介君) 吉村議員。
- ○議員(吉村美津子君) 最初のお話ですと、担当課がそこがふさわしいというふうに探したのかなと思って、それなら私はいいのですけれども、前も町長のきっかけでこういうふうに協定を結びましたよね。前もね。今回も最後はそうですよね、町長が知り合い。そういうことでやるべきではないのですよね。担当課がそういうふうなところが必要だと思って探したならば賛成ですけれども、今後こういうやり方はしないというふうにしてもらいたいと思いますけれども、その辺はどう思いますか。
- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) すみません。きっかけが町長ではありましたけれども、担当課としましてもそれぞれの市町村はいろいろ検討しておりますが、やはり何かきっかけがないとお話ししづらいというところもございます。全く分からないところでというのもございますので、総合的に全て考えまして山北町に至ったというところでございます。

以上です。

- ○議長(小松伸介君) 吉村議員。
- ○議員(吉村美津子君) 何回も言いますけれども、町長の個人的なそういうものでやるものではないです。 今後はそういうことは一切やめてもらいたいと思います。

2つ目の質問は、上から7行目なのですけれども、「90%は森林で、住宅地は河川が接するわずかな平野に存在する」とあるのですけれども、ちょっとこれは個人的な考えなのでどう思うかはあれなのですけれども、「わずかな」という言葉というのはあまり、相手に対してどうかなというふうに思ったのですけれども、その辺については。私はそういうふうに考えたのですけれども。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) お答えいたします。

こちらの表現につきましては、山北町さんとも調整をしながら表現をしているものでございまして、こういうことで発表していこうというようなことで調整をしていることでございますので、向こうのほうも了解をしているというところでございます。

以上です。

○議長(小松伸介君) よろしいですか。

吉村議員。

○議員(吉村美津子君) そういった細かいところまでは話し合っているのかどうか分かりませんけれども、私はそういうふうに感じたので、担当課のほうでそういうふうに感じなくて、相手も了解しているということだったらいいのですけれども、ちょっと考えてみてもいいのかなと思って発言をさせていただきました。それで結構です。どうするかは担当課のほうにお任せします。

○議長(小松伸介君) では、ご質問ではなくて、ご意見ということで。 ほかにございますか。

細田議員。

○議員(細田三恵君) 細田です。

ご説明ありがとうございます。令和3年11月に情報交換及び協定内容等の調整があり、2月18日に協定式 という形なのですけれども、この内容というと、大まかにどういうことが調整されて協定を結ばれているの でしょうか。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心副課長。
- ○自治安心課副課長(芹澤利也君) 自治安心課、芹澤です。

一応協定のほうの応援の種類ということで、食料とか飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資材 の提供、あとは被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、あと救助及 び応急対策等に必要な職員派遣及び車両等の提供、被害者の一時収容のための施設の提供等でございます。 以上です。

- ○議長(小松伸介君) 細田議員。
- ○議員(細田三恵君) 食料、資材、様々な、人員の派遣だとか、あと救助の派遣だと思いますけれども、 食料だとか資材というところの大体想定の量というか、そういうことも細かく何か協定の中にはあるのでしょうか。
- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) 前田です。お答えします。

特に協定の中で細かく決めていることではなく、やっぱりそのときに三芳町も被災をしているかもしれない。向こうも必要な量もどのぐらいかも分からない。いろんな市町村とやはりあちら側も協定を結んでおりますので、そのときに必要な量を言ってもらって、町も出せるものの量を出すというような形になると思います。

以上です。

○議長(小松伸介君) よろしいですか。

内藤議員。

- ○議員(内藤美佐子君) ありがとうございます。たくさんの相互協定をこれまでも結んでいただいて、大変安心かなというふうに思うのですが、ちょっと整理するのに、今まで結ばれたところ、ちょっと幾つか私も書き出しているのですけれども、一応教えていただきたいと思います。
- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) 前田です。お答えします。

まず、町のほうで独自に結んでいるところ、東北道が栃木県の上三川町、それから関越自動車道が新潟県の津南町、それから埼玉県内になりますけれども、埼玉県の上里町となります。それから、豊島区関係がございます。豊島区ちょっと数が多いのですけれども、岩手県一関市、福島県猪苗代町、栃木県那須烏山市、茨城県常陸大宮市、埼玉県秩父市、山形県遊佐町、新潟県魚沼市、岐阜県の関市、長野県の箕輪町、それから群馬県の甘楽町というところは今災害協定を結んでいるというような関係をしている自治体でございま

す。当町に大きな災害、台風が来たときとか皆さんご連絡、お電話いただいたりとかということで、私たち も、反対に向こうにいろいろ災害が起こったときには連絡体制等を今取っているところでございます。 以上です。

- ○議長(小松伸介君) 内藤議員。
- ○議員(内藤美佐子君) ありがとうございます。そのように相互応援協定が結ばれるということはすごい大事なことだなというふうにも思います。もちろん関連しているところが何かあれば町は助けに行くというほうなので、そこは予算もかかるのかなとは思うのですけれども、何かあったときのためにはやっぱりこういう協定は結んでいくべきだというふうにも思っておりますが、先ほど高速道路網で結んでいるというお話があったのですが、中央道はこの豊島区の中で網羅されているのかなというふうにちょっと感じたのですが、間違いだったら指摘していただければと思います。
- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) 前田です。お答えいたします。

長野県の箕輪町がそうかなと思うのですけれども、町独自でも中央道の周辺は結べるといいなとは思っておりますので、こちらのほうを自治安心課のほうでも模索しているところでございますが、皆さんの中でももしそういうところのご提案があれば教えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小松伸介君) ほかにございますか。 菊地議員。

○議員(菊地浩二君) 菊地です。

上のほうで「高速道路網を利用した遠隔自治体との災害協定の締結が有効ではないか」とあるのですけれ ども、これは何で有効になるのですか。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) お答えいたします。

災害が起こったときに、やっぱり高速道路優先で車両が通行できるというところが考えられると思います。 東日本大震災のときも、第二東名ですか、まだ開通していなくても優先的に通したというところもございますし、災害等が起こったときにも高速道路、それから大きな国道、早く通すようにするというようなことになっていると思いますので、高速道路のほうが有効だというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(小松伸介君) 菊地議員。
- ○議員(菊地浩二君) 菊地です。

災害想定もあるのですけれども、これだけだと高速道路、特に三芳だと関越ですよね、それがストップしてしまったら、もう何もできないですよね。そういうのは考えるのですか。高速道路以外でもこういうことがあるのでということでの考えは今後あるのでしょうか。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) お答えいたします。

もちろん国道等もございますし、関越が駄目になったときでも、首都圏からなかなか入ってくることも厳

しいと思いますけれども、最寄りのところから下りていただいてというようなこと、使えるところは使っていただいて、時間の短縮とかも考えております。もちろん国道を使っていただいて、埼玉県、17号か254をできる限り早く通すというようなことがあるというふうに聞いております、災害等があったときに。ということは、254、17号を使って来ていただくということも考えております。

以上です。

○議長(小松伸介君) よろしいですか。 鈴木議員。

○議員(鈴木 淳君) 鈴木です。

この協定については、両町の住民にとっての安心安全の向上を目指すということですけれども、やはりどうしても、三芳町というのはご存じのとおり災害は非常に少ない恵まれた立地だと思うので、あまり、どういったときに三芳町だけで災害支援に来てもらうかというのを想定できないのですけれども、どういったところで町民の安心安全の向上につながるとお考えでしょうか。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) お答えいたします。

おっしゃるとおり、三芳町、やはり担当としてはあまり口にはしていないのですけれども、災害に強いと皆さん思っていらっしゃると思います。山北町さんのほうも三芳に来たときに、山もなくて、川もなくてというようなことをおっしゃっていましたけれども、反対に山北町さん、避難所をよく開けたりとかもしているのです。そういう部分で私たちは学ばせていただくというところも考えております。避難所を開ける体制とか、災害に学ぶということも大事だと思いますので、なかなか経験がない中でいろいろとお話が聞けるというところも、私たちがしっかりできて、それを職員に伝えて、地域に伝えてというところで安心安全にはつながるというふうに思っております。

以上です。

○議長(小松伸介君) よろしいですか。

山口副議長。

○議員(山口正史君) 今日はありがとうございます。昔私も神奈川に住んでいて、山北町ってほとんど丹沢なのですよね。神奈川県民にもほとんど知られていない町なのですが、三芳町にとってどんなメリットがあるかどうのこうの、そういうつもりはないのですが、ちょっと気になるのは、山北町さんってかなり丹沢で、大きな地震があったりすると土砂災害すごく気になっていて、そのときに三芳としか協定を結んでいないと、三芳が一方的に負担が強いられて、とても立ち行かなくなる可能性もあるので、山北町さんがどういうところと協定を結んでいるか。その中の一つの三芳ということであれば分かるのですが、そこら辺はどうなっているでしょうか。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) お答えいたします。

山北町さんは新潟県の村上市、それから茨城県の境町さんと協定を結んでいて、三芳町が3つ目の協定の 市町になるということでございます。特に境町は、令和3年3月の富士山の溶岩流が到達するというような ことを聞いて、自ら協定結びましょうと言ったようなところがバックについておりますので、三芳町だけに 負担が来るということではないと思います。

以上です。

- ○議長(小松伸介君) 山口副議長。
- ○議員(山口正史君) 今後も協定を結ぶとき、その辺ちょっと十分に考慮していただかないと、三芳だけで負担というのは無理なときも出てくるはずなので、ぜひそれを考慮していただきたいのと、ちょっと気になったのは、高速道路云々というのは分かるのですが、では東名高速から山北町まで行く道、そこもすごく大事な話であって、東名で近場まで行ったとしても、あそこはあまり、交通の便がいいところとはとても思えないのですが、そこら辺はいかがでしょうか。
- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) お答えいたします。

11月ではなくて、1月にお邪魔したときに現地を見させていただいたのですけれども、基本的には今までの東名高速の大井松田インターからバイパスと旧道が国道は通っておりました。それから三芳のように脇の道もありましたけれども、あと第二東名が通っておりまして、そこでスマートインターを今つくっているというところもございましたので、そういう部分でも大丈夫なのかなというところを判断いたしました。

以上です。

○議長(小松伸介君) よろしいですか。

ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員(鈴木 淳君) 鈴木です。

今回は各高速道を網羅できるようにということでお考えを聞きました。この文中でも、例えば一つの例として富士山の噴火と書いてあります。この場合、大規模なもののときは関東近辺の自治体もてんやわんやのことが多いと思うのです。今後もっと地域を広げて、例えば西日本のほうと協定を結ぶとか、そういったところまでお考えなのか。取りあえずこの近辺の各高速道路網は網羅できたから、ここから特に積極的に協定団体、自治体を探さないのか。これはどういったお考えでしょうか。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) 自治安心課、前田です。

できれば広く、関東に被害が集中したときに広くご支援をいただくということを考えますので、やはり広 げていきたいというふうな思いはございます。

以上です。

○議長(小松伸介君) ほかに。

桃園議員。

○議員(桃園典子君) 桃園です。ありがとうございました。

今質問にもあったのですけれども、災害協定という大きい表現になっているのですけれども、災害のくくりってどのようなものが含まれるのかなということが1点ちょっと気になったのですけれども、今富士山ということもございましたけれども、一般的な自然災害ということだけで言うのかどうかお伺いします。

○議長(小松伸介君) 自治安心課長。

○自治安心課長(前田早苗君) お答えいたします。

それぞれの地域防災計画に書いてあることになるかなとは思っておりますけれども、ただやっぱりミサイルとかでもし被害をとかということも避難になったときには考えなければいけないかなというところはありますので、基本的には向こうが困っていることがあったらご支援する、こちらが困っていることがあったら支援していただくというような形で考えます。

以上です。

- ○議長(小松伸介君) 桃園議員。
- ○議員(桃園典子君) 桃園です。

災害という言葉の幅といいますか、そこの部分が少しイメージができました。ありがとうございました。 協定を結んでいるこの山北町のみならず、先ほどご説明いただいた複数の自治体があるわけなのですけれ ども、協定締結をすると非常時というときのみの連携になるのか、それとも何らかの定期的な情報交換とか、 そういうものが行われているのかどうか、その点をお伺いいたします。

- ○議長(小松伸介君) 自治安心課長。
- ○自治安心課長(前田早苗君) 前田です。

やはり結びっ放しになってはいけないということがございますので、津南町さんからでしたか、情報の交換という項目を入れさせていただきまして、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ互いに情報交換をしましょうというような文言を入れさせていただいておりますので、日常的にといいますか、交流を持ちたいなというふうには考えております。予算のほうも皆さんも一応つけていただいておりますので、活用させていただきながら情報交換を進めていきたいと思っております。

○議長(小松伸介君) よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) では、ないようですので、以上で(2)のほうを閉じさせていただきたいと思います。

自治安心課の皆様、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時20分)

○議長(小松伸介君) では、再開いたします。

(午前10時21分)

## ◎議会広報広聴常任委員会

- ○議長(小松伸介君) 協議事項終了いたしましたので、4の報告事項に移らせていただきます。
  - (1)、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長(山口正史君) 山口です。

広報広聴常任委員会からの報告ですが、まず1点目、議会報告会4月ということで予定していましたが、 今のコロナの感染状況を見て無理だなということで、延期いたします。中止ではありません。

それで、次の開催なのですが、今から決めるというのも、状況が変わってくるとまた変わってしまうので、 状況を見ながら、次開催ができるときを見計らって日程を決めようということになっておりますので、また それが決まりましたら皆様にご報告したいと思っております。ということで、延期になりました。

次に、予算議会です。3月議会のポスターができておりますので、もうレターケースに配付されていると 思いますので、今日持ち帰っていただきたいと思います。

それと、議会だより183号に関しては、もう既に皆様のところに配付がされていると思います。いろいろありましたが、結論から言って、広報広聴常任委員会からのコメント的なことを記載するということで、一般質問の原稿はそのまま記載いたしました。これに関しては久保議員も執行部側も納得していただいた上で掲載するとお聞きしましたが、これは前例としませんので、あくまでも今回特例ということでやりますので、これ前例、前提で考えていただかないようにお願いしたいと。これは執行側にも強く申し入れてあります。以上が報告となります。

- ○議長(小松伸介君) ありがとうございました。 では、ただいまの報告に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思います。 久保議員。
- ○議員(久保健二君) 久保です。

すみません、私ごとなので。今の委員長から、副議長からの説明に対して一言だけ。今後のこともありま すので、一言申し上げるというか、ご意見させていただければなと思うのですが。

今回納得をしたというよりも、やはり発行の関係もありましたので、これ以上時間を延ばしては発行に支障が出てしまうのかなというところもあったので、私も傍聴させていただいたのですけれども、委員会のほうで一応別ページで執行側の言い分というのを載せるということで話がまとまったということだったので、それは一応私のほうも理解をした上で、それならというお返事はさせてはいただいたのですが、ただそれが、再三委員長にもお話はしたのですけれども、今後やはり議会だよりを載せるたびにこのようなお話があったのでは、やはり全議員にもこれは影響が出てしまうことだったので、できれば今回もそういう載せ方というのはしてほしくなかったなというのが正直なところと、それと答弁をしっかりいただいて、そのいただいた答弁というのは私も原稿の中には今回載せさせていただいていたので、それに対して答弁があるのにもかかわらず弁解、弁明の文章を載せるというのがちょっといまだに納得いかない部分ではあるので、今後、委員長からもしっかり執行側には伝えていただけているということなので、次にしこりを残さないような形はしっかり取っていただきたいというふうに思います。

○議長(小松伸介君) 吉村議員。

○議員(吉村美津子君) 私も議会だよりを見てちょっとびっくりしました。これは、私たち、町が発行している広報に対していろいろ言わないですよね。それが、議会だよりのほうはこうやってやってくる。これではどちらの立場に立っているのか。私たちは住民の立場に立って質問しているわけですから、ああいうことはおかしい。今副委員長、副議長が今回限りだと言うからいいですけれども、私は前にも全員協議会で言いましたよね。こういうことがあるのだったら、執行部のサインは取りやめるべきだと。議会だよりなので

すから、議会の立場で、住民の立場で作っていくわけですから、今後絶対こういうことがないようにしても らいたいと思いますし、サインをするのはやめる、そういうこともぜひ検討してほしいと前回言いましたよ ね。それは私の意見です。

○議長(小松伸介君) 山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長(山口正史君) これはあくまでも広報広聴常任委員会として出した結論でございます。今吉村議員がおっしゃった、サインはやめろという話も広報広聴常任委員会のほうでかけています。 そのときも、各会派の方委員で参加されていますが、そのときに、いや、確認印でそのままいってよろしいということは確認取っておりますので、そこはきちっと尊重していただきたいということで、確認印はこのまま取っていく形を取りますし、今後同じような状態があったときは、またどうするかはちょっとそのときによって変わってくると思うので、また広報広聴常任委員会の中で検討して、どういうふうにするのが一番いいのか結論を出していきたいと思います。

一言言っておきますと、執行側の言い分を全部聞いているわけではありません。

○議長(小松伸介君) ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) では、なければ、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長(小松伸介君) では、報告事項を終了いたしましたので、5のその他のほうに移ります。 皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) よろしいですか。

では、すみません。私のほうから。先ほど協議事項(2)で、災害時の応援協定ということで2月18日に一応協定式というお話だったのですけれども、私のほうにお声がけをいただいたのですが、出席のご依頼をいただいたのですけれども、議会運営委員会が重なっているということで代理で山口副議長に行っていただくことになりましたので、ここでご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、なければ、その他のほうで事務局。

○事務局長(郡司道行君) 事務局からなのですけれども、事務局からは令和4年度の議会費の予算概要と 令和3年度議会費の3月補正予算のほうを計上しておりますので、そちらをご説明させていただきたいと思 います。

まず、モアノートの2月28日、カレンダーから開いていただいてよろしいでしょうか。ちょっと先ほどもお話はさせていただいたのですけれども、今日更新をしたものとかもありますので、更新かけていただいて、もしダウンロードしていなければ、ちょっとダウンロードのほうをしていただいてもよろしいですか。ちょっと議案がたくさんありますので、よろしくお願いします。

よろしいですか。そうしましたら、上のほうから見ていただくと、議案第14号 令和4年度一般会計当初 予算というものがありますので、そちらを開いていただいてよろしいですか。 ご準備よろしいですか。

〔「出てこないですね」「共有はできないよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長(郡司道行君) そうか、発表できないですね。

[「あの。今日の会議じゃないんだから」と呼ぶ者あり]

○事務局長(郡司道行君) そういうことですね。すみません。そうしましたら、大変申し訳ありません、32ページまで飛んでいただいてよろしいですか。ごめんなさい。ページは34ページですね。34ページからが歳出の一番最初の議会費になりますので、ご準備のほうはよろしいですか。大丈夫ですか。すみません。

それでは、令和4年度議会費の予算概要を説明させていただきます。モアノートのほうを御覧ください。 なお、事業概要や積算根拠等につきましては、後日配付予定の事業別予算書を参照していただきたいと思い ます。

令和4年度議会費の予算額は対前年度比520万8,000円、率にして4.27%増の1億2,711万9,000円を計上しております。前年度と比較しますと、人件費以外の増の要因といたしましては、議会だよりモニター謝礼の報償費1万6,000円の増、議会だより配布数増加により各号100部増加による消耗品の印刷製本費9万3,000円の増、同じく議会だより配布数各号100部増加及び1件当たりの単価改定による委託料4万9,000円の増、本会議場等設備機器更新に伴い、機種増加による保守点検委託料が15万2,000円の増、使用料及び賃借料の有料道路通行料7,000円の増については、郡議長会等の有料道路通行料になります。

減の要因といたしましては、共済費の議員共済会負担金の負担率改定に伴い、負担金が63万円の減、使用料及び賃借料のバス借上料が3万8,000円の減、負担金の県議長会の人口割が3,000円の減、県外視察が2万5,000円の減となったものであります。

それでは、節ごとにご説明いたします。節 1 報酬につきましては、対前年度 6 万7,000円増の4,890万6,000円を計上しました。主な要因は、会計年度任用職員の報酬増になります。

節2給料につきましては、対前年度215万7,000円増の1,461万円を計上しております。

節3職員手当等につきましては、対前年度258万5,000円増の2,948万7,000円を計上しました。主な要因は、議員期末手当支給率改定に伴う67万5,000円の減、ほか他の諸手当の増によるものであります。共済費につきましては、対前年度14万9,000円増の1,974万3,000円を計上しました。議員共済会の負担率が令和3年度の100分の33.6から、令和4年度は100分の32.2になり、63万円の減。ほかは職員手当負担金などの増によるものです。

節7報償費につきましては、対前年度1万6,000円の増の3万円を計上しました。議会だよりモニター謝礼の1万6,000円の増によるものです。

続きまして、旅費につきましては、前年度同額の26万9,000円を計上しました。費用弁償としましては、 来年度2委員会が実施する所管事務調査に要する宿泊費16名分で、前年度と同額の19万2,000円を計上しま した。

次のページ移っていただいてよろしいでしょうか。35ページになります。交際費につきましては、前年度 と同額の27万円を計上しました。

節10需用費につきましては、対前年度9万1,000円増の309万8,000円を計上しました。議会だよりの印刷 部数が各号1万6,500部から1万6,600部の100部ずつ増えたことにより、9万3,000円増となったのが主な要 因です。

節11役務費につきましては、前年度と同額の5万5,000円を計上しました。通信運搬費は郵送料1万5,000円、手数料はオンライン会議用ライセンスとして4万円を計上しております。

委託料につきましては、対前年比20万1,000円増の607万円を計上しております。本会議場等設備機器更新に伴い、機種増加による保守点検委託料が15万2,000円の増、議会だより配布戸数が各号1万6,400部から1万6,500部の100件増えたこと、また1件当たりの単価が上富、竹間沢地区が令和3年度は15.12円から16.20円に、他の地区が12.96円から13.50円の単価改定により、議会だより配布委託料の4万9,000円の増が主な要因です。

節13使用料及び賃借料につきましては、対前年度3万円減の261万6,000円を計上しました。主な要因は、 郡議長会の有料道路7,000円の増、バス借上料が3万8,000円の減額になったためです。

節18負担金補助及び交付金につきましては、対前年度2万8,000円減の196万5,000円を計上しました。主な要因は、県議長会の人口割3,000円の減、県議長会県外視察研修の負担金が5万円から2万5,000円になったことによる減によるものです。また、郡議長会の負担金も今年度と同じ平等割の5,000円のみとなっております。

歳入につきましては、雑入の本人負担分雇用保険料109万8,000円の中の7,000円分が会計年度任用職員議会事務局1名分の予算計上となっております。

以上が令和4年度議会費の予算概要となります。

○議長(小松伸介君) では、何か、ただいまの説明に対しまして確認等あればお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) よろしいですか。

では、ないようですので、詳細は予算特別委員会でお伺いをしていただければと思います。よろしくお願いします。

では、皆様から何もなければ以上で終了となりますが、よろしいでしょうか。

[「あと補正予算」「局長、局長。補正予算、今日は全協に入れたから説明できますよ」「補正予算も」と呼ぶ者あり]

○議長(小松伸介君) ああ、そうだ、補正予算だ。

事務局、では。

〔何事か呼ぶ者あり〕

〔「今日の全員協議会で言ったんです。皆さん、右上の更新を押してもらい たい」「今日の全協のカレンダーの中で。よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(小松伸介君) では、事務局長、続けてお願いいたします。
- ○事務局長(郡司道行君) そうしましたら、0201の三芳町一般会計補正予算(第13号)を開いていただいてよろしいでしょうか。

〔「共有」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) 共有できません。

[何事か呼ぶ者あり]

○事務局長(郡司道行君) 少々お待ちください。

〔「ネットワーク不調。不安定です」と呼ぶ者あり〕

○事務局長(郡司道行君) 不安定なのですね。

〔「そうなんだ」と呼ぶ者あり〕

- ○事務局長(郡司道行君) すみません。暫時、ちょっと休憩していただいていいですか。
- ○議長(小松伸介君) 暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

○議長(小松伸介君) では、再開いたします。

(午前10時42分)

- ○議長(小松伸介君) では、事務局長、よろしくお願いします。
- ○事務局長(郡司道行君) 続きまして、令和3年度議会費の補正予算の概要を説明させていただきます。 モアノートを御覧ください。目から説明させていただきます。1、議会費、補正前の額1億2,727万6,000円、 補正額76万2,000円減、計1億2,651万4,000円です。

節ごとに説明させていただきます。節3職員手当等4万3,000円の減額計上については、期末手当予算執行完了により、議員期末手当3万9,000円の減、会計年度任用職員期末手当4,000円の減によるものです。

節4共済費2万5,000円の増額計上については、会計年度任用職員社会保険料の不足が見込まれることによるものです。

節8旅費21万6,000円の減額については、新型コロナウイルス感染症対策により、宿泊を伴う所管事務調査中止による所管事務調査宿泊費の費用弁償19万2,000円の減、事務局宿泊費の普通旅費2万4,000円の減によるものです。

節13使用料及び賃借料45万3,000円の減額計上については、同じく新型コロナウイルス感染症対策により、 宿泊を伴う所管事務調査中止による有料道路通行料2万円の減額、バス借上料43万3,000円の減によるもの です。

最後に、節18負担金補助及び交付金7万5,000円の減額計上については、負担金の県議長会県外視察研修の中止による5万円の減、区長会視察研修の中止による2万5,000円の減によるものです。

以上となります。

○議長(小松伸介君) ありがとうございました。

使用料及び賃借料は45万4,000円ですよね。今3,000円とおっしゃったので。

〔「そうですね。失礼しました。45万4,000円の減です」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) トータルが多分それで1,000円ずれてきているのかな。分からないですけれども。 先ほど76万2,000円とおっしゃったので、76万3,000円だと思うので。

[「そうです。45万4,000円の減です」と呼ぶ者あり]

○議長(小松伸介君) はい。

- ○事務局長(郡司道行君) 失礼いたしました。45万4,000円の使用料の減になります。
- ○議長(小松伸介君) ありがとうございました。

では、ただいまの説明に対しまして何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) では、以上で補正予算のご説明ということで終了とさせていただきます。 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) では、なければ、本日でその他のほうも終了とさせていただきます。 では、本日の全員協議会を終了とさせていただきます。

事務局にマイクをお返しいたします。

# ◎閉会の宣告

- ○事務局長(郡司道行君) 大変お疲れさまでした。閉会につきましては、山口副議長、よろしくお願いいたします。
- ○副議長(山口正史君) 早朝よりお集まりいただき、ありがとうございました。

コロナの感染症もピークアウトはしたのかなという感じはありますが、予測では高止まりが続く傾向にあるというような予測も出ていますので、これから3月定例会に向けて感染症対策は十分にして議員活動を続けていただきたいと思います。

本日は大変お疲れさまでした。

(午前10時46分)